

IV すべての人が快適に暮らせる優しいまちづくり

1 適正な土地利用による住環境の充実

基本的方向

町民が安心して快適に生活できるよう、各地域の特性に応じた土地利用の実現を図ります。

また、誰もが住みたいと感じるまちとなるよう、地域特性に配慮した魅力あふれる住環境の形成をめざします。

現状と課題

本町の総面積は100.67km²で、都市計画区域32.53km²（面積比32.3%）が指定され、この区域内に人口の65%が集中している状況です。

また、平地部を中心に農業振興地域 95.79k m²、農用地区域 43.37k m² が指定されており、農業生産基盤の強化・保全が図られています。

さらには、地域環境の保全を目的として、保安林、急傾斜地崩壊危険区域、海岸保全区域などが指定されており、自然環境と都市的活動の共存を図るため、土地利用の適正な規制・誘導が行われているところです。

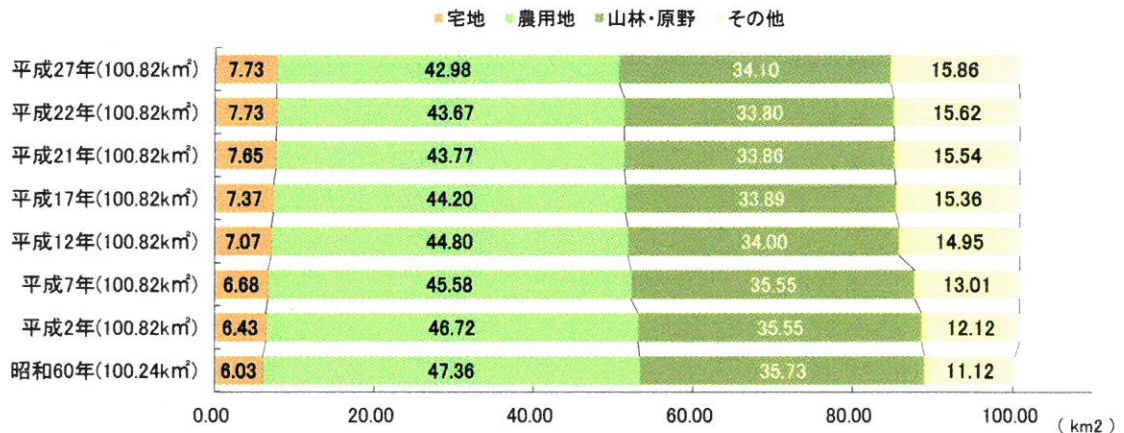
公営住宅については、建設後相当年数が経過し、老朽化が進行していることから、平成24年度に大崎町公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画に沿った維持、建て替えを進めているところです。

また、危険廃屋については、国による法整備が行われたことから、法に沿った対応を進めているところですが、対象物件は増加傾向にあることから、早急な対策を講じる必要があります。

住環境の維持については、公共緑地の確保や自然環境と調和した住環境の形成を図ることが求められており、また、農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、各種制度との適正な調整を行うなど、秩序ある土地利用による農地の確保・保全を行う必要があります。

今後も、各種の法律で規定されている土地利用に関する規制・誘導を引き続き遵守し、本町の貴重な地域資源である自然環境と住環境との調和を図ることが重要です。

土地利用状況



資料：固定資産概要調書

土地利用等における法適用状況

区域名	面積	町全域に占める比率
都市計画区域	32.53km ²	32.3%
自然公園法(日南海岸)	4.945km ²	4.9%
急傾斜地崩壊危険区域	0.014km ²	0.01%
地域森林計画対象民有林	0.024km ²	0.02%
保安林指定区域	3.105km ²	3.1%
農業振興地域	95.79km ²	95.0%
農用地	43.37km ²	43.0%
草野鳥獣保護区	10.93km ²	10.0%

資料：庁内資料

おおさき未来検討会議 重点提言

- ◇ IターンUターン※の促進
 - 空家マップの作成
 - HP（ネット）※の活用
 - 人を呼び込む方策の検討
 - 交流人口※ではなく定着人口※をめざす

※Iターン

生まれ育った場所以外に転居・就職すること。

※Uターン

地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

※HP（ネット）

ホームページ（Home Page）の略。

※交流人口

その地域を訪れる（交流する）人のこと。

※定着人口

その地域に定住（移り住む）する人のこと。

施策体系

適正な土地利用によるまちなみ・住環境の充実

- ◇住環境の改善，維持
- ◇計画的，弾力的な土地利用の推進
- ◇優良な農地と健全な調和

計 画

■住環境の改善，維持を図ります！

- ・公共緑地の確保や自然環境と調和した住環境の形成に努めるとともに，公共下水道の整備及び道路・公園等の基盤整備を推進し，住環境の維持・増進を図ります。また，危険廃屋については，法に沿って適切に対応します。
- ・大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき，公営住宅等の計画的な修繕・改築を進め，安心して暮らせる住宅の提供を図ります。
- ・活用可能な空き家については，空き家バンクへの登録を働きかけるなど，有効活用を図るとともに，地域景観の保全に努めます。
- ・開発行為については，開発要綱に基づき，適正な土地利用の誘導を図ります。

■計画的，弾力的な土地利用を推進します！

- ・町有地等を住宅用地として活用するなど，定住促進対策を考慮した土地利用を推進します。
- ・東九州自動車道のインターチェンジの周辺地域では，地域・自然環境に配慮した新たな産業の立地をめざします。
- ・国道 220 号と県道大崎輝北線が連結する地域を商業の核と位置づけ，商業・サービス業，居住との共生を図るとともに，中心商業地の魅力とにぎわいの向上に努めます。
- ・本町南西部，東串良町に隣接する国道 220 号沿道の地域は，地域の持つ特性に合わせ，商工業地として生産環境の充実や産業機能の高度化をめざし，土地の有効活用を図ります。

■優良な農地との健全な調和に努めます！

- ・優良農地の確保や農地の集積に努めるとともに，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整を行います。
- ・農地の集約化に努めるとともに，関係機関と連携し，新たな遊休農地の発生防止など，農地の有効利用に努めます。

2 道路・交通網の整備・充実

基本的方向

広域的なネットワークづくりを推進するため、関係機関と連携し、東九州自動車道の整備促進とインターチェンジの早期完成をめざします。

また、生活圏域が拡充する中で、町民の利便性や観光客の集客の向上を図るため、幹線道路網の整備、さらには集落内における生活道路の充実をめざします。

現状と課題

本町の主要幹線道路は、北部に国道 269 号、南部に国道 220 号、国道 448 号が横断し、また南北方向には県道大崎輝北線が縦断しています。

また、広域的な交流・連携を担う路線として位置づけられる東九州自動車道については、曾於弥五郎 I C～鹿屋串良 J C T間の供用開始に伴い、地域活性化 I Cとして野方 I Cが設置され、本町の北の玄関口の役割を果たしています。今後は、さらなる物流機能の向上のため、鹿屋串良 J C T～志布志 I C間の整備促進を国及び関係機関へ要望していく必要があります。

町民生活に密接に関係する町道については、226 路線（うち 1 級町道 13 路線、2 級町道 17 路線、その他 196 路線）、実総延長 303.7km、改良率 88.3%（平成 26 年度末）となっていますが、現在、さらなる集落間の交流・連携の円滑化を図るため、町道横内中村線、永吉菱田線等の整備が進められています。

なお、通学路や災害時の避難路に指定されている道路については、国、県、町、警察と連携し、安全対策に取り組んでいます。今後も引き続き、さらなる安全対策に努める必要があります。

町道は、町民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接に関係し、日常生活に欠かすことのできない施設であることから、今後は、道路ネットワークの構築により、交通の円滑な流れを確保するとともに、冠水解消を含めた歩道のバリアフリー化を含め、すべての人が安全で快適に利用できる環境づくりに向けて、地域特性に応じた計画的な道路整備を進める必要があります。

町道整備状況

区	分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成26 年度末
町道							
改良率	(%)	2.2	56.2	65.4	70.9	87.0	88.3
舗装率	(%)	0.5	71.1	91.7	94.2	99.3	99.4

施策体系

道路・交通網の整備・充実

- ◇広域ネットワークの充実
- ◇充実した道路ネットワークの構築
- ◇安全・安心な道路環境の確保

計 画

■広域ネットワークの充実を図ります！

- ・人や物の動きを活発化し、広域的な交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸を強化するため，東九州自動車道等の広域的な幹線道路の整備促進に努めます。
- ・東九州自動車道と併せて計画されているインターチェンジを核に，アクセスする主要な道路の整備を図ります。
- ・観光レクリエーション機能の向上を図るため，拠点施設へのアクセス道路の整備を図り，利便性の向上に努めます。

■充実した道路ネットワークの構築をめざします！

- ・集落間の交流・連携の円滑化を図るため，町道横内中村線，永吉菱田線等の整備を図ります。

■安全・安心な道路環境の確保に努めます！

- ・歩行者空間の整備など生活環境と調和したバリアフリー対策を考慮した道路環境の整備を図ります。
- ・通学路や災害時の避難路に指定されている道路については，安全性の確保に努めます。
- ・安全で円滑な交通の確保を図るため，町道の適正な維持管理を推進します。

3 公共交通機関の確保

基本的方向

公共交通機関は、町民の生活になくてはならない交通手段であるとともに、多様な交流を支える重要な役割を担うことから、定期的な路線確保に向けた取り組みを支援します。

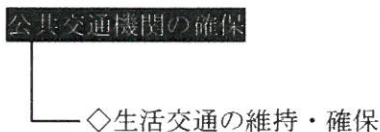
現状と課題

本町における公共交通機関は、路線バスが主体となっていますが、路線バスは、地域住民の貴重な公共交通であり、町内をはじめ近隣市町への通勤・通学・通院などの交通手段として重要な役割を果たしています。

しかし、近年の自動車社会の進展や生活様式の変化等により、利用者は年々減少傾向にあることから、路線バスの維持・確保のため、広域による取り組みが必要とされています。

路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であり、特に交通弱者にとってなくてはならないものであることから、運行時間帯や運行経路等について利用者のニーズを把握するとともに、引き続き、運行事業者等と路線バスの利用確保対策を協議するなど、利便性向上や活用促進に向けた検討が必要です。

施策体系



計 画

■生活交通の維持・確保に努めます！

- ・路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、今後も運行事業者と連携し利用者の利便性・安全性の向上が図られるよう支援します。
- ・利用実態調査やバス利用の啓発活動に努め、運行事業者や近隣市町と安定的な路線確保に向けた取り組みや情報交換を推進します。
- ・利用状況を踏まえた廃止路線バスの見直しや町民ニーズにあった交通手段を検討します。

4 上下水道の整備

基本的方向

日常生活を送るうえで、欠くことのできない最も重要な水道施設については、安全かつ安定的な供給体制の確立を図ります。

また、汚水処理については、公共下水道や合併処理浄化槽設置により生活環境の改善が図られており、今後も環境保全や環境衛生に努めます。

現状と課題

上下水道の整備は、町民の快適な日常生活の安全性を確保し、健康で文化的な生活を営むうえで欠かせないライフライン*です。

本町の上水道施設は、昭和 32 年の創設以来、施設・設備の向上に努め、その結果、広範囲にわたる給水が可能となり、加えて、安全・安心な水道水を安定的に供給するために日常から水質検査を実施するなど、安定した給水に努めています。

今後も生活用水及び産業用水の安定的な供給や、安全でおいしい水道水の供給が求められていることから、水道事業の経営基盤の強化や町民等のニーズに基づいた給水サービスの継続に対応するため、水道施設の老朽化への対応を図るとともに、計画的な設備更新を進めるなど、施設の適切な維持管理が必要です。

また、公共水域の水質保全のため、本町では、これまで公共下水道事業や合併処理浄化槽設置事業により、環境保全等に積極的に取り組んでおり、公共下水道や合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率は 57.4%（平成 25 年度末現在）と、年を追うごとに高まっています。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地域社会の構造の変化など、公共下水道を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、公共下水道区域の見直しによる経営計画の改善を行うなど、今後も安定した下水道事業の経営に努める必要があります。

本町の快適な生活環境を守り、美しい自然を次の世代に残していくために、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全に引き続き取り組んでいく必要があります。

※ライフライン

主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などをさす言葉で、生活に必須なインフラ設備のことをさす。

施策体系

上下水道の整備

- ◇上水道の充実
- ◇下水道の充実



大崎町クリーンセンター

計 画

■上水道の充実に努めます！

- ・日常生活や産業活動に欠かすことのできない安心・安全な水道水を安定的に供給するため、水質検査等を実施することで水質の保全に努め、また配水管の新設、老朽管及び水源地施設の更新に努めます。
- ・水道事業の健全経営のため、漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。

■下水道の充実に努めます！

- ・公共下水道は、人口減少や財源確保に鑑み、下水道区域内への定住促進、企業誘致など活性化対策事業と連携し、安定した下水道経営に努めます。
- ・公共下水道長寿命化計画に沿って、大崎町クリーンセンター等の設備機器の更新を進めます。
- ・合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

5 高度情報通信基盤の整備

基本的方向

情報通信技術の飛躍的な進展に対応するため、高度情報基盤の整備・充実を図り、町民が利用しやすい環境づくりに努めます。

現状と課題

パソコンや携帯電話をはじめとする情報通信機器の急速な普及や、高速通信回線の整備により、情報通信における分野は急速な進展を成し遂げています。

これに伴い、家庭生活における情報利用は高度化・多様化していることから、行政へのニーズもますます高まっており、本町においても幹線道路を中心に町内主要地域に光通信網を整備するなど、環境整備を図ってきたところです。

今後は、これら情報環境基盤を活用した、より高度な行政サービスを提供していく必要があります。行政のあらゆる分野での電子化を進めることで電子自治体の構築をめざすことが求められています。

また、これまで町はホームページなどを活用するなど、情報発信手段として情報環境基盤の活用を行ってまいりましたが、今後は教育分野への活用を図るなど、さらなる効果的な活用にも努めるとともに、引き続き、情報流出対策に努める必要があります。

施策体系

高度情報通信基盤の整備

- ◇情報通信基盤の整備
- ◇電子自治体の推進

計 画

■情報通信基盤の整備を進めます！

- ・町民の暮らしや学習活動などにおいて、ICT（情報通信技術）*を活用したサービスの普及と環境整備の支援に努めます。
- ・観光情報や移住に関する情報などを全国に提供するため、本町ホームページの内容を充実させるとともに、SNS*など、新たな手段も含めた情報発信に努めます。

■電子自治体を推進します！

- ・自宅から各種届出や申請ができる「電子申請システム」の普及に努め、行政手続のオンライン化を図ります。
- ・コンピュータウイルスや不正アクセス等へのセキュリティ対策を徹底し、町民の大切な個人情報を保護します。

※ICT（情報通信技術）

情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語。

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。



パソコンを利用した授業の様子